

ソフトウェア使用許諾契約兼保守契約書

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国（以下「弊社」といいます）は、EBNext2DX for Server およびEBNext2DX for Server VA(以下「本ソフトウェア」といいます)をご使用いただく権利をお客様に対して許諾するにあたり、下記「ソフトウェアの使用条件」にご同意いただくことを使用許諾の条件とさせていただきます。

また、弊社は、お客様が本ソフトウェアを使用するにあたり、下記「ソフトウェア保守条件」に基づき保守サービスを契約者に有償でご提供いたします。ただし、弊社の特約店を通じて本ソフトウェアを購入された場合は、ソフトウェアの保守条件は、購入された特約店の「ソフトウェアの保守条件」に準拠いたしますので、詳細については、購入元の特約店にお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

弊社は、本条に記載された保守サービスの内容を超える保守サービスは行えませんのでご留意頂きたくお願い申し上げます。

なお、お客様が本ソフトウェアをご購入頂いた時点で、「ソフトウェアの使用条件」及び「ソフトウェアの保守条件」（以下、「本契約」といいます）にご同意いただいたものとみなしますので、本ソフトウェアをご使用いただく前に必ず下記「ソフトウェアの使用条件」及び「ソフトウェアの保守条件」をお読みいただきますようお願い申し上げます。

第1章 ソフトウェアの使用条件

第1条 本ソフトウェアの種類

本契約が適用される本ソフトウェアには、次の種類があります。

- (1) 本番系ソフトウェア
商用環境で利用する製品です。
- (2) 待機系ソフトウェア
本番系ソフトウェアとセットで利用する製品です。本番系ソフトウェアが障害等で動作不能の場合に、切り替えて利用することができるものとします。なお、本番系ソフトウェアと同時に利用することはできないものとします。
- (3) 開発系ソフトウェア
お客様が本ソフトウェアと連携するシステムを開発及び試験する際に利用することができる製品です。なお、開発系ソフトウェアを本番系ソフトウェア又は待機系ソフトウェアとして利用することはできないものとします。
- (4) 通信増強オプションソフトウェア
本番系ソフトウェアとセットで利用する通信処理を多重化する製品です。お客様の基幹システムと連携するAPI機能を保持せず、常に本番系ソフトウェアと連携して通信を行うものとします。
- (5) VALUX証明書複数管理オプションソフトウェア
株式会社NTTデータが提供する「VALUX[®]サービス」の電子証明書（以下「VALUX証明書」という。）を利用する際に、本番系ソフトウェア、待機系ソフトウェア及び通信増強オプションソフトウェアとセットで利用する製品です。お客様が指定した数を限度とし

て、企業IDと紐づく複数のVALUX証明書を管理するものとします。

第2条 本ソフトウェアの使用

- (1) お客様は、以下の方法により、ソフトウェア使用权を取得した場合に限り、本ソフトウェア製品（同封のプログラム、マニュアルなどをいいます）を日本国内において同時に1台のコンピュータ（物理的な1台のハードウェア、又はVMware等の仮想基盤上に構築された1つの仮想サーバー、又はクラウドサービス基盤上に構築された1つのクラウドサーバーとし、以下「コンピュータ」という）でのみ使用することができます。
 - ① 弊社が別途通知する「ライセンスコード」を使用し、弊社が提供するWEBシステムから「ライセンス認証キー」を取得します。
 - ② お客様は、「ライセンス認証キー」の取得から2時間以内に、取得した「ライセンス認証キー」を使用し、本ソフトウェアを弊社に事前に通知したコンピュータにインストールします。
- (2) 物理的なサーバー環境の場合には、お客様は、本契約で明示されている場合を除き、同一ライセンスコード及び同一ライセンス認証キーを使用してソフトウェアを複数の物理的なサーバーに複製し利用することはできません。
- (3) 仮想的なサーバー環境の場合には、お客様は、本契約で明示されている場合を除き、同一ライセンスコード及び同一ライセンス認証キーを使用してソフトウェアを複数の論理的なサーバー環境に複製し利用することはできません。
- (4) クラウドサービス環境の場合には、お客様は、本契約で明示されている場合を除き、同一ライセンスコード及び同一ライセンス認証キーを使用してソフトウェアを複数の論理的なサーバー環境に複製し利用することはできません。
- (5) お客様は、本ソフトウェアの使用期間中、「ライセンスコード」及び「ライセンス認証キー」を適切に管理・保管するものとします。
- (6) お客様は、本ソフトウェアを使用するにあたり、有償の保守サービスをご利用頂くことが必要です。
- (7) 有償の保守サービスの年間保守料を一括して事前にお支払い頂くことを条件に、毎年、本ソフトウェアの使用权を更新することが可能です。

第3条 本ソフトウェアの利用形態

本ソフトウェアは、原則として次の利用形態で使用されることを前提とし、その他の利用形態で利用する場合は、事前に弊社から書面等による承諾を得るものとします。

- (1) シングル構成
1つの本番系ソフトウェアを1つの物理的なサーバー又は1つの論理的なサーバーにインストールして利用する形態です。
- (2) デュプレックス構成
1つの本番系ソフトウェアと1つの待機系ソフトウェアを、ペアとなる異なる物理的又は論理的なサーバーに、それぞれインストールし利用する形態です。なお、本番系ソフトウェアと待機系ソフトウェアは同時に稼働しないものとします。
- (3) マルチ構成
複数の本番系ソフトウェア又は通信増強オプションソフトウェアを異なる複数の物理的又は論理的なサーバーに、それぞれインストールして利用する形態です。なお、ロードバランサーなどを介して複数の本番系ソフトウェア又は通信増強オプションソフトウェアは同時に稼働するものとします。

第4条 複製

- (1) お客様は、次の場合を除き、本ソフトウェアを複製することはできないものとします。
なお、バックアップのために複製された本ソフトウェアをバックアップ元のコンピュータ以外のコンピュータにリストアした場合は、第1条（本ソフトウェアの種類）第2項に定める待機系ソフトウェアとみなすものとします。
- ① 障害対策又は災害対策を目的として、本ソフトウェアを他の物理的なサーバー環境にバックアップ又はリストアする場合
 - ② VMWare等の仮想環境を利用した障害対策又は災害対策を目的として、本ソフトウェアのスナップショットを他の論理的なサーバー環境へバックアップ又はリストアする場合
 - ③ AWS等のクラウドサービス環境を利用した障害対策又は災害対策を目的として、本ソフトウェアのスナップショットを他の論理的なサーバー環境（データベースを含む）へバックアップ又はリストアする場合
 - ④ システム移行又は災害対策の演習を目的として、1日以内を限度に一時的に本ソフトウェアのスナップショットを他の物理的又は論理的なサーバー環境へバックアップ又はリストアする場合
- (2) 本ソフトウェアのバックアップデータ又はスナップショットデータにVALUX証明書が含まれている場合には、お客様はVALUXサービスの利用約款に基づき厳格に電子証明書を取り扱うものとします。

第5条 著作権

- (1) お客様は本ソフトウェア製品の著作権のみを得るものであり、本ソフトウェアの著作権は引き続き弊社または開発元である第三者に帰属するものとします。
- (2) 本契約にかかわらず、本ソフトウェアに組み込まれているオープンソースソフトウェア「PostgreSQL」については、別紙1記載のOSSライセンスが適用されるものとします。
- (3) 本ソフトウェア製品に収録されているデータには著作権があり、その権利は著作権法により保護されています。著作権法で認められていない使用・配布は、著作権の侵害となります。

第6条 第三者への譲渡

- (1) お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信（送信可能化を含む）、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。
- (2) お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
- (3) お客様は、弊社の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に承継又は譲渡したりすることはできません。

第7条 改造等

お客様は、本ソフトウェア製品の全部または一部を逆アセンブル、逆コンパイラ等により解析することはできません。また、本ソフトウェア製品の全部または一部を改変し他のソフトウェアに組み込むことはできません。

第8条 機密保持

お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、弊社の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

但し、オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているものについてはこの限りではありません。

第9条 保証の範囲

(1) 弊社は、本ソフトウェアとマニュアル等との不一致がある場合、本ソフトウェアをご購入いただいた日から90日以内に限り、お申し出をいただければ当該不一致の修正に関して弊社が必要と判断した情報を提供いたします。また、本ソフトウェアの記録媒体等に物理的な欠陥（破損等）がある場合、本ソフトウェアをご購入いただいた日から1ヶ月以内に限り、不良品と良品との交換に応じるものとします。

(2) 弊社は、お客様に対し、ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、第三者の著作権その他の権利の非侵害性の保証、他のソフトウェア又はハードウェアに対する悪影響の不発生、その他ソフトウェアに関して一切の保証をするものではありません。お客様は、自己の責任と負担においてソフトウェアを使用するものとし、ソフトウェアの使用によってお客様に生じた損害（直接的、間接的を問わず、瑕疵担保責任も含む。）に対して、弊社は一切の責任を負わないものとします。

また、弊社は、ソフトウェアの使用の結果、お客様が第三者の著作権その他の権利を侵害し、当該第三者からお客様に対してなされる権利侵害を直接又は間接の原因とする如何なる請求（お客様と第三者との間の紛争を理由に、お客様からなされる請求を含む。）に関しても、一切の責任を負わないものとします。お客様は、当該第三者との間の紛争の解決は、自己の費用と負担で行うものとし、弊社は何らの責任を負わないものとします。

第10条 輸出管理

お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）上の非居住者に提供する場合（本ソフトウェアがインストール又は複製されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含みます。）は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。

第11条 仕様

本ソフトウェアは、その仕様について事前の通知なしに変更されることがあるものとします。

第12条 契約の変更

(1) 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を変更することができるものとします。

① 市場環境の変化及びビジネスモデルの変化に伴い、本契約を変更する必要がある場合

- ② 契約の変更が、お客様の利益に適合する場合
- ③ 本契約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) 変更後の本契約は、弊社が、書面でお客様に交付した時点（郵送の場合は契約者に到達した時点）又は電子メール等でお客様に送信した時点又は弊社のWEBページに掲載された時点から効力を有するものとし、お客様は本契約の変更後1か月以内に本サービスの利用を中止する申し出をしない限り、変更後の本契約に同意したものとみなします。

第13条 契約の終了

- (1) お客様は、1ヶ月前までに本ソフトウェア保守契約の解除を弊社に通知するとともに、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。このとき、本ソフトウェアの使用許諾及び保守サービスに係る対価の返還を、弊社に求めることはできません。
- (2) お客様が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
- (3) お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について弊社に対し 補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。
- (4) 本契約終了後も、第6条（第三者への譲渡）第3項、第8条（機密保持）、第9条（保証の範囲）、及び第15条（管轄裁判所及び準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

第14条 反社会的勢力との関係排除

弊社及びお客様は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、合わせて「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 弊社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3 弊社及びお客様は、自己又は自己の役員が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

4 前項の定めにより、本契約を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じたときは、その賠償責任を負うものとします。

第15条 管轄裁判所及び準拠法

- (1) 本契約に関する一切の紛争は、訴えを提起する相手方の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。
- (2) 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

第2章 ソフトウェアの保守条件

第16条 保守サービス

弊社は、保守契約の存続期間中、本ライセンス製品に関する以下の保守サービスを提供致します。

- (1) 電話またはメールによる問い合わせ作業
 - ① 障害の切り分け及び原因分析に関する問合せ対応
 - ② ソフトウェアに関する技術的な問い合わせ対応
 - ③ 操作方法に関する問い合わせ対応
 - ④ ソフトウェアライセンスの有効期限等に関する問い合わせ対応
- (2) 製品保守作業
 - ① 電話またはEメールによる本ライセンス製品に関する更新情報の通知
 - ② 本ライセンス製品の修補プログラム（パッチプログラム）の提供
 - ③ 当社が必要と認めるバージョンアッププログラムの提供
 - ④ WEBシステムによる情報提供

第17条 保守サービスの提供方法

本保守サービスは、原則として、電話・メール・WEBシステム等の通信手段を介して提供します。

第18条 保守サービスの実施時間帯

- (1) 月曜日～金曜日、9：00～12：00、13：00～17：00
※土日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び12月28日から1月4日までは除きます。

第19条 弊社の責任範囲

弊社は、善良なる管理者の注意をもって保守サービスを行うものとし、保守サービスに係る弊社の責任は、当該注意義務の範囲に限られるものとします。

第20条 本ソフトウェアを第三者が提供する場合の保守サービス

本ソフトウェアを第三者が提供する場合は、第三者のソフトウェア保守条件に準拠して第三者が保守サービスを提供します。弊社は第三者の保守サービスに係るいかなる責任も負いません。

— 以上 —

O S S (Open Source Software) のソフトウェア使用許諾条件

- (1) Copyright © 1996-2018 PostgreSQL は PostgreSQL グローバル開発チームが著作権を有します。
- (2) Copyright © 1994-1995 Postgres95 はカリフォルニア大学評議員が著作権を有します。
- (3) Permission to use, copy, modify, and distribute this software and its documentation for any purpose, without fee, and without a written agreement is hereby granted, provided that the above copyright notice and this paragraph and the following two paragraphs appear in all copies. [訳注：日本語は参考程度と解釈してください。] 上記の著作権表示、および本段落と続く2つの段落を全てのコピーに含めることを条件として、無料かつ書面による許可なしに、このソフトウェアとドキュメントの使用、複製、改変、頒布をどのような目的にでも許可します。
- (4) IN NO EVENT SHALL THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA BE LIABLE TO ANY PARTY FOR DIRECT, INDIRECT, SPECIAL, INCIDENTAL, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES, INCLUDING LOST PROFITS, ARISING OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE AND ITS DOCUMENTATION, EVEN IF THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE. カリフォルニア大学は、いかなる当事者に対しても、利益の喪失を含む、直接的、間接的、特別、偶然あるいは必然的にかかわらず生じた損害について、たとえカリフォルニア大学がこれらの損害の可能性について知らされていたとしても、一切の責任を負いません。
- (5) THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA SPECIFICALLY DISCLAIMS ANY WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE SOFTWARE PROVIDED HEREUNDER IS ON AN 「AS-IS」 BASIS, AND THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA HAS NO OBLIGATIONS TO PROVIDE MAINTENANCE, SUPPORT, UPDATES, ENHANCEMENTS, OR MODIFICATIONS. カリフォルニア大学は、商用目的における暗黙の保証と、特定目的での適合性に関してはもとより、これらに限らず、いかなる保証もしません。以下に用意されたソフトウェアは「そのまま」を基本原理とし、カリフォルニア大学はそれを維持、支援、更新、改良あるいは修正する義務を負いません。

※[<https://www.postgresql.jp/document/10/html/legalnotice.html>]より転記

以上